

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ発展的なサービスの提供を行うとともに、株主などのステークホルダーの皆様のご期待に応えるため企業価値の向上を図ること、法令遵守と経営の透明性確保が重要であると認識しております。このような認識に基づき、当社グループは、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的な情報開示を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大久保 遼	1,057,330	35.61
株式会社丸井グループ	94,000	3.16
GMOメイクショップ株式会社	87,260	2.93
森岡 祐平	75,000	2.52
GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社	72,320	2.43
シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合	58,180	1.95
楽天証券株式会社	57,600	1.94
株式会社クボタヤス	54,000	1.81
株式会社SBI証券	52,191	1.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	46,700	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村山 利栄	他の会社の出身者											
高橋 祥子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村山 利栄	○	当人が代表取締役を務める合同会社村山が当社株式を所有しております。また、当人に対し、新株予約権を割り当てておりますが、上記a～kに掲げる会社との関係のいずれにも該当しません。	ゴールドマン・サックス証券株式会社マネージングディレクター並びに、株式会社レノバ及び株式会社新生銀行等にて社外取締役を歴任し、金融市場や経営全般に関する豊富な経験・知見を有していることから、当社経営全般に対しての助言・提言等を期待して社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社として、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
高橋 祥子	○	—	大学院在学中に株式会社ジーンクエストを起業し、同社の売却を遂行するなど、会社経営のみならず、会社売却及び売却先企業での経営経験を有するとともに、学術的にも幅広い見識を有していることから、当社の今後の事業拡大に貢献いただけることを期待して社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社として、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、内部監査担当者、会計監査人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、課題・改善事項等の情報を以下のように共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

a.監査役会と内部監査担当者の連携状況
常勤監査役は、内部監査担当者より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果を受領し、意見交換を行うとともに、非常勤監査役へ情報を発信し、かつ監査役会に報告し、厳正に協議しております。

b.監査役会と会計監査人の連携
監査役は、会計監査人との間において、四半期ごとに開催される三様監査により連携・協議し、監査計画や監査結果についての情報交換や意見交換をしております。

c.内部監査担当者と会計監査人の連携状況
内部監査担当者は、会計監査人との間において、四半期ごとに開催される三様監査による連携・協議に留まらず、通常の会計監査の折にも適宜、内部監査の進捗状況について情報共有を行うと共に意見交換を行っております。

d. 三様監査(監査役会、内部監査担当者、会計監査人による監査)の連携
監査役会、内部監査担当者及び監査法人は、原則四半期ごとに三様監査会議を開催し、情報及び意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
亀澤 俊司	他の会社の出身者													
松隈 剛	公認会計士													
山田 啓之	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
亀澤 俊司	○	—	株式会社スワローロジスティクスにおいて取締役社長を務め、株式会社イズミ・コンストラクションにおいて常勤監査役を歴任し、経営全般に関する豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であり、常勤監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
松隈 剛	○	当人は、当社株式を所有しておりますが、上記a～mに掲げる会社との関係のいずれにも該当しません。	公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
山田 啓之	○	当人对し、新株予約権の割り当てを行っておりますが、上記a～mに掲げる会社との関係のいずれにも該当しません。	税理士資格を有しており、株式会社カラダノート及び株式会社カオナビ等において社外監査役、取締役・監査等委員を歴任し、企業経営、財務及び会計に関する専門的な知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期的な業績及び企業価値の向上に対する一層の意欲及び士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者に対して、業績向上や企業価値向上に対する意欲や士気向上、及び優秀な人材の確保のため、ストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションの付与数については役職や今後の当社への業績貢献の期待、企業価値向上の寄与等に応じて、決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、「役員報酬に関する方針」を役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針として定めております。各取締役及び監査役の具体的な報酬額は、株主総会決議の範囲内で取締役会が決定しており、監査役については監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポート体制については、特に専任の担当を設けてはおりませんが、経営管理本部において取締役会開催日時や決議事項の事前通知等を行うなど、適宜必要なサポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】

当社が設置する各機関の状況は以下の通りです。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役も参加し、必要に応じて意見を述べております。

議長:代表取締役 大久保遼

構成員:取締役 大南洋右、取締役 森岡祐平、社外取締役 村山利栄(戸籍上の氏名:志賀利恵)、社外取締役 高橋祥子(戸籍上の氏名:神本祥子)

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。原則として、毎月の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役は、取締役会及びその他重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役等からの職務遂行状況の聴取、重要書類の閲覧等の監査手続を通じて、経営への監視機能を果たしております。なお、監査役監査及び内部監査各々の実効性をあげるべく、内部監査並びに会計監査人との意見・情報の交換・聴取等を行っており、緊密な連携を行っております。

議長:常勤監査役 亀澤俊司

構成員:非常勤監査役 松隈剛、非常勤監査役 山田啓之

c. 経営戦略会議

当社の経営戦略会議は、代表取締役大久保遼(議長)、取締役大南洋右、取締役森岡祐平、常勤監査役亀澤俊司、執行役員志水馨、執行役員荻原萌々佳、執行役員関口雅己及びその他議長が必要と認めた者で構成されており、原則月1回以上、定期的に開催しております。経営戦略会議では、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また、必要に応じて常勤監査役からの意見聴取を行っております。

d. 予算進捗会議

当社の予算進捗会議は、当社代表取締役大久保遼(議長)、取締役大南洋右、取締役森岡祐平、常勤監査役亀澤俊司、執行役員志水馨、執行役員荻原萌々佳、執行役員関口雅己及びその他議長が必要と認めた者で構成されており、原則月1回以上、定期的に開催しております。予算進捗会議では、事業運営の執行状況、特に予算と実績の進捗状況について確認を行っております。また、必要に応じて常勤監査役からの意見聴取を行っております。

e. 内部監査

当社は、内部監査を実施しており、代表取締役より指名された内部監査の人員1名が被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。監査に際しては、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、当社グループの全部門を対象に実施しております。

f. 執行役員制度

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務遂行機能の分離及び迅速な業務遂行のために、執行役員制度を導入しております。現在は、執行役員の志水馨、荻原萌々佳及び関口雅己の3名がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務遂行を行っております。執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされております。

g. 会計監査人
当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。また、会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会、内部監査と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

h. リスク・コンプライアンス委員会
当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役大久保遼(議長)、取締役大南洋右、取締役森岡祐平、執行役員関口雅己、常勤監査役亀澤俊司、総務法務部長、財務経理部長、内部監査担当者、及び代表取締役が指名する者から構成され、原則として四半期に1回の開催に加え、必要に応じて随時開催しております。

当社では、事業上のリスクについて、「リスク管理規程」・「コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。また、会社法に規定する機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行について自ら意思決定し、法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う体制としております。この体制が経営の効率性と健全性を確保し、当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様にご出席いただくため、株主総会の集中日開催を避けた日程で開催するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	上場後は、インターネットによる議決権の行使を可能とする予定です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	上場後の株主構成等を勘案し、積極的に検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト内に IR ページを開設し、有意義かつ積極的なディスクロージャーを公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催していくことを検討しております。あわせて、個人投資家の皆さまへは IR ウェブサイトでの情報提供を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び半期決算での開催など、積極的に開催していくことを検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成等を勘案し、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に IR ページを設け、決算情報、適時開示情報等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報室を担当部署とし、代表取締役を責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・従業員・取引先をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。また、「コンプライアンス規程」においてコンプライアンス体制を定め、法令、社会規範及び社内規程の遵守や社会的な責任を果たすことを周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時適切かつ公平な会社情報の開示を行うとともに、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションの充実に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2022年4月1日の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、その後2023年1月19日の取締役会で改定の決議を行いました。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その内容は以下の通りです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を表した当社の「経営理念」「経営方針」を通じて、企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。
 - (b) コーポレート本部及び事業本部は、当社の「経営理念」「経営方針」及び「行動規範」「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、内部監査体制を整備して、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 - (c) 取締役は、法令違反及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会又は各監査役に報告するとともに、遅滞なく経営戦略会議及び取締役会において報告する。
 - (d) コーポレート本部は、通報者保護に十分に留意した内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が法令違反または当社の「経営理念」「経営方針」もしくは「行動規範」「コンプライアンス規程」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。
 - (e) 代表取締役が委員長としてコンプライアンスの推進を図るリスク・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコーポレート本部は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - (f) 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (a) 情報セキュリティについては、「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
 - (b) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - (c) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営戦略会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
 - (d) 個人情報等は、法令及び「個人情報管理規程」に基づき厳重に管理する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理は、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。
 - (b) 営業部門は、その担当の営業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。また、営業面から来る、経営上の脅威となる事項を正確に把握し、排除に務める責任を担う。
 - (c) その他各部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して営業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
 - (d) 営業部門及びその他各部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
 - (e) コーポレート本部は内部監査体制を整備し、営業部門及びその他各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
 - (f) リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理及びコンプライアンス管理に関する重要な事項を審議するとともに、リスク管理及びコンプライアンス管理の実施について監督する。
 - (g) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営戦略会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
 - (h) 営業部門及びその他各部門は、営業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及びコーポレート本部にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役及び監査役に報告する。
 - (i) リスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、コーポレート本部が内部監査体制を整備して監査を行う。
 - (j) 反社会的勢力の関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の適切な運用をもって回避する。
- d. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
 - (a) 取締役会及び経営戦略会議は、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
 - (b) 予算進捗会議は、事業運営の執行状況、特に予算の進捗状況について確認する。
 - (c) 取締役会、経営戦略会議及び予算進捗会議は原則としてそれぞれ月1回、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - (d) 取締役会及び経営戦略会議は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - (e) 取締役は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、経営戦略会議及び予

算進捗会議で確認し、取締役会に報告する。

e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 取締役会は、グループ子会社等の業務規模や事業特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客の保護及び各種リスクの管理等の観点から適切な措置を取る。

(b) 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。

(c) グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、取締役会及び監査役を設置する。

(d) 当社は、子会社役職員と協力の上、法令等の範囲内で必要に応じて子会社内部監査(グループ監査)を実施し、監査結果に関しては、当社の取締役会に適切に報告する。

(e) 当社とグループ子会社及びグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならない。

(f) 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループの役職員からの通報を受け付けた上で、当社のコンプライアンス規程に則り、適切に対応するものとする。

(g) 取締役会は、当社並びに当社グループ役職員等に対して、職務遂行に関連する指導や研修機会の充実を図り、その能力の涵養に努めるものとする。

f. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(b) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人を配置する。

(b) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。

(c) 補助すべき使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役を補助する使用人に対する指示の実効性を確保する。

h. 当社グループ取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 当社グループ取締役及び使用人は、監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

(b) コーポレート本部による内部監査体制の責任者は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役会に対する報告を行う。

(c) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(d) 内部通報制度による通報状況及び内容のうち重要なもの、社内不祥事、法令違反事案は監査役会へ報告しなければならない。

i. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、経営戦略会議及び取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

(b) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(c) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から四半期毎に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(d) 監査役は、取締役会の審議をより有効にするために、取締役会議案について予め資料の提供と説明を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた整備状況は以下の通りです。

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署をコーポレート本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する統括責任者として、経営管理本部長を選任し、統括責任者が経営管理本部 総務法務部長を反社会的勢力対応担当者に任命し、実務を行わせております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先・株主・役職員について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、総務法務部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。また、取引先との間で締結する「基本取引契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

ロ. 既取引先等について

既存取引先等に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。

ハ. 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社グループは、暴力団追放運動推進都民センターとの連携を構築しております。外部専門機関が実施する定期的な研修等を通じて有事の対応方法を習得し、また、外部専門機関に対して法律相談、通報、法的手続の依頼などを行う体制を整備しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社グループは、「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」を活用して、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

(f) 研修活動の実施状況

当社グループは、「反社会的勢力等対応マニュアル」を活用して、今後定期的に役員及び全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を継続してまいります。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、次の模式図をご覧ください。

